

## 第66回調達価格等算定委員会

日時 令和3年1月12日（火）15：00～16：54

場所 経済産業省別館2階231会議室（オンライン会議）

### 1. 開会

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第66回の調達価格等算定委員会を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日もオンラインでの会議というふうにさせていただきたいと思っております。

オンラインでの開催に先立ちまして、事務局のほうから留意点2点ということでお願いいたします。

1点目でございますが、マイクのほうと、それからビデオのほう、こちらをオフにいただきまして、御発言の際にマイクのミュートを解除していただくという形をお願いいたします。

それから2点目に、通信のトラブル等生じた場合には、事務局のほうに、事前にお伝えしております連絡先に御連絡いただければ対応するようにしたいと思います。

それでは、以後の進行を山内委員長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○山内委員長

よろしゅうございますか。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。お集まりじゃないですね、御参加いただきまして。

それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めたいと思います。

本日の内容ですけれども、2021年度以降の入札制ということと、それから2021年度以降の調達価格等に関する残された論点ということでございます。

続きまして、事務局から配付資料の説明をお願いいたしますが、昨年になりますか、12月25日に入札結果が公表されましたことを踏まえまして、上限価格の決定に至った考え方について改めて説明申し上げます。

この説明の位置づけについても、事務局から一言御説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局でございます。

インターネットで中継を御覧の皆様方におかれましては、経済産業省のホームページのほうで資料をアップロードしております。こちらのほうのファイルを御確認ください。

配付資料一覧ということで載せておりますが、そちらにございますとおり、議事次第、それから委員名簿、それから資料2点ということで、資料1としてパワーポイントの資料「残された論点」というもの、それから2ということで、先ほど委員長からも言及ありました「入札の結果について」ということで、資料を用意してございます。

続きまして、今お話ございましたとおり、11月27日に非公開で第64回の調達価格等算定委員会が開催されまして、各種の入札の上限価格についての意見の取りまとめをいただいております。

その後、この意見を尊重いたしまして、経済産業大臣のほうで上限価格を決定いたしまして、今申し上げました資料2のとおり、12月25日に入札結果を公表したところでございます。

前回の委員会で説明がありましたとおり、本日の委員会の冒頭で委員長及び委員長代理より、この第64回の内容についての御説明をいただければと思います。

○山内委員長

それでは、説明を申し上げたいと思います。

これは事務局のほうのあれですね。オフにしていれば。

○清水新エネルギー課長

大丈夫でしょうか。音が何か……。これで大丈夫でしょうか。

○山内委員長

よろしいですか。

第64回の委員会では、事業者間の競争性を確保しつつ、効率的な事業実施を促すということで、太陽光第7回の上限価格、これについては11.5円/kWhということ、それから着床式洋上風力第1回は上限価格を34円/kWh、バイオマス第3回につきましては上限価格を19.6円/kWhと、こういう意見を取りまとめたということでございました。

御説明は以上でございますが、高村委員長代理から何か補足がございましたらお願いしたいと思います。

○高村委員

ありがとうございます。山内委員長、聞こえますでしょうか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○高村委員

今委員長から御説明があったとおりで、特に私のほうから追加をして御説明をすることはございません。

どうもありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

## 2. 2021年度以降の入札制・調達価格等に関する残された論点について

○山内委員長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

先ほど申しました本日の議事ですけれども、まず資料1で、これを事務局から御説明いただいて、その後に御議論ということにさせていただきます。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございます。音声大丈夫でしょうか。

資料1ということでパワーポイントのほうの資料を用意してございまして、今年度、これまで御議論いただいていたところも踏まえまして、入札制と、それから調達価格等に関する残された論点ということで資料を用意してございます。

1枚進みまして、2ページ目のところで「本日御議論いただきたい事項」ということで、大きく2つの固まりになってございます。

まず1つ目の固まりが、入札制についての取扱いという点、それから2つ目に、それ以外の関係で決定をしていく必要があることについて論点を掲げてございます。

引き続きまして、まず入札制について、幾つかの電源がございしますが、電源ごとに申し上げますと、事業用太陽光発電についてということでございまして、先に進みまして5ページ目のところをお願いいたします。

太陽光についてでございますが、これまで7回の入札をしてきているというところでございます。一番右の第7回というところが12月の、今年度の下期の結果というふうになってございます。

一番右のところでございますが、750Mの募集容量に対しまして入札容量が79MWということで、落札容量が69MWというふうになってございます。

後ほど御説明いたします募集容量の関係で幾つかポイントのある点を御説明させていただきますが、今年度については第6回、第7回の合計ということで募集容量が1,500MWというふうになってございます。

こちらに対しまして、上から薄いオレンジのところの5段目ぐらいでございますが、入札参加申込容量ということで、参加された方の容量は大体527と135で600から700ぐらい。それから、そこに対して入札がありましたのが369と79。これ落札について368と69といったような状況になってございます。

引き続きまして、6ページ目のところが今年度の上期ということで省略させていただきまして、7ページ目のところは今年度の下期の結果ということでございます。これが12月に実施したものの結果でございますが、左下のところに落札案件の分布ということでございますが、上限価格11.5円というふうにさせていただきまして、それ以上のところの幾つかの件については、これは上限価格を超えているということで落札できていないということで、価格の分布というのが左下のグラフのようになっているという状況でございます。

右下のところでございますが、落札の結果ということで、平均入札価格は11.34円ということで、最低の落札価格として10.48円という案件があるというような状況でございます。

8ページ目、9ページ目は過去の資料でございますので省略させていただきまして、10ページ目のところでございます。

こういった入札の状況を踏まえまして、入札の直近の4回の結果というところで行きますと、いずれも応札容量が募集容量を下回るという結果になってございます。

2つ目の黒四角でございますが、更なる導入拡大ということに向けて制度設計ということも工夫をしていくということの必要があるのではないかとということでございます。

4つ目の黒四角でございますが、こういった観点から入札の活性化に向けて課題となっている点ということについて、事務局のほうでも網羅的に検討いたしました。

幾つかあり得る要素として、左側でございます5つの点、価格予見性の向上ですとか、参加機会をどう増やすか、それから審査期間の短縮というような課題、それから認定の取得期限ということで締切りについての柔軟化、それから保証金の没収事由といったようなことが、幾つか事業者のヒアリング等も通じて出てきている課題ということでございます。

このうちの1点目の価格予見性の向上というところと、2点目の参加機会の増加といったところについては、既に第63回るときにも御議論いただいております。価格については、これは公表にしていくという方針を決定しているということでございまして、本日残りの部分について更に議論をいただければと思っております。

11ページ目のところでございます。今申し上げました2点目の参加機会の増加というところで、これ増やしていくという方向性を決めているところでございますが、具体的な入札制度の工夫等を通じてどこまで回数を増やせていくのかというところで、後ほど申し上げます審査期間の短縮等の工夫を通じまして、結論的には、3つ目の黒四角でございますが、年間4回の入札実施という形にして参加機会を増やしてはどうかというのが案でございます。

12ページ目、続きまして入札活性化策の3点目のところ、審査期間の短縮というところでございますが、現行の制度ではFITの認定要件を充足しているかどうかということと事前に厳格に審査した上で入札に入っていくというふうになってございますが、この部分につきまして、結果として2つ目の黒四角でございますが、3か月程度の期間を要するというふうになっておりまして、このタイムラグが投資判断のハードルになっているというようなお声もあるところでございます。

4つ目の黒四角のところでございますが、新しく来年度以降につきましては、参加資格の審査において、必要書類の充足というところだけ確認した上での、厳格な審査というのは、これは入札後にするというふうにするので、事前の審査の期間を2週間程度に短縮してはどうかということでございます。

もちろん、今申し上げましたとおり、5つ目の四角でございますが、その後に厳格に審査をするということとございますし、それで要件を満たさない場合には保証金の没収ということもございますので、いたずらに試しで参加するといったようなことも起きにくいのではないかとということで、こうした工夫をしてはどうかというのが3点目のポイントでございます。

それから13ページ目で、4点目の認定取得後の期間というところでございます。

黒四角の1点目でございますが、現在は非入札案件との公平性という観点から、年度内の認定取得というところを求めているところでございますが、御存じのとおり、太陽光については価格が徐々に低下していく中で、いずれにせよ、競争性というものが高まっている状況でございます。

こうした中で、下のフローのところでございますが、通常、落札をした後に接続契約の詳細といったところの作り込みをしていくわけですが、ここの部分について、6か月程度かかるというようなことが実務の現状としてございます。

そうしますと、先ほど年間4回というふうに申し上げたような、年度の後半に入札をしていくという中で、年度末までの認定取得ということがなかなか難しくなってくるというところがございます。

こういった状況も踏まえまして、4つ目の黒四角のところでございますが、来年度以降につきましては落札後、先ほど申し上げた6か月、プラス、申請にかかる期間ということで、合計7か月といった期間について猶予を与えて、落札後、7か月以内に申し込めば認定は取得できるとい

うふうにしてはどうかということで、例えばそういう意味では1月とかに落札した場合には、今までであれば3月末までだったものが、プラス7か月後まで大丈夫になるというような形で柔軟化をしつつ、一方で、ある年に取ったものが2年後、3年後まで動かないといったことはないというような仕組みにしてはどうかということでございます。

続きまして、入札活性化策の5点目のところで、入札保証金の没収事由の緩和というところでございます。14ページ目のところでございます。

最初の黒四角でございますとおり、保証金については1次、2次というふうにしてございます。

現在は、落札した後に、先ほど申し上げました接続契約の検討、詳細検討等をした上で、仮に接続に要する工事費負担金の額が上振れした場合等についても、これは保証金の没収につながるというような仕組みにしてございます。

一方で、接続費用といったところについては事業者に帰責性がないというようなことも踏まえまして、工事費負担金の上振れといったことが生じた場合については、これは入札保証金の没収の対象外とするというふうにして、こういった仕組みじゃないと、先に接続契約の検討をしないと案件に参加できないといったことが起きていたわけですが、事後的な接続契約の詳細検討といったことも問題ないようにするというふうにしてはどうかということでございます。

15ページ目でございますが、今申し上げたところをまとめてございます。

5つほど入札活性化策ということで同時に打ち出したいというふうに思っております。1点目に、価格の予見性というところの右側のところでございますが、非公表だったものを公表にする。

それから、参加機会として年間2回というものを年間4回にするというようなこと。

それから、審査期間については3か月程度を2週間程度にする。

といったような、こうした5つの点について、入札に参加しやすくするというようなことで、事業者の積極的な参入を促していきたいという案でございます。

以上が制度そのものの検討といったようなところでございまして、ここから先が具体的な対象範囲ですとか容量とか上限価格といった議論のところでございます。

17ページ目のところで、まず入札対象範囲でございますが、こちらにつきましては、第63回の回におきまして、今年度と同様に21年度については「250kW以上」とするというふうに既に御決定いただいているところでございます。

続きまして、今度、19ページ目のところで、募集容量についてでございます。

募集容量の制度設計というのは、これは大量導入ということと、それから競争を働かせながらコストを削減していくということをどうバランスを取っていくのかというところでございます。

最初の黒四角のところでございますが、前述のとおり入札制度の見直しということで参加案件の増加が期待されるというようなところでございます。

そうした中で上限価格の公表というのは、当然最大限の導入というのを目指しつつ、競争が働く仕組みとするというようなことで、上限価格に張り付くことを回避できるような募集容量の設定というのを工夫していく必要があるのではないかと考えてございます。

こういった観点から、まず第1回の募集容量といったものにつきまして、例えば先ほど申し上げました、今年度全部で1,500MWといったものを4等分するといったような考え方。逆に年間落札の容量といったところを4等分するといったような方法も幾つか考えられるわけですが、こういった中で競争性も確保しながら、先ほど申し上げましたような入札の活性化策の効果における参加者の増大といったことも考えますと、特に審査期間、資格審査の見直しということをしたこともございますので、参加資格の付与の前ということで、まず申し込んでいただいたこれまでの量といったものを基準にしながら募集容量を設定してはどうかというのが案でございます。

「具体的には」というところでございますが、2019、2020年度、この2年間で平均831MWといった事業計画が提出され、これがこれまでですと審査をした上で入札というふうになっているわけですが、この審査の期間のところを要件も緩和するということになりますので、この831というのを基本にしながら、これを4で割った208というのを第1回の出発点にしてはどうかという案でございます。

黒四角の3つ目でございますが、その上で2回目以降どうしていくのかという観点でございますが、最大限導入していくという考え方からしますと、入札が活性化していく中では、これは競争が働くことが確認できるのであれば、これは募集容量を拡大していくという方向が適切ではないかということで、初回の208MWを基準としながら、その直前の回の容量も踏まえながら機動的に見直していくというふうにしてはどうかということでございます。

上から4つ目の黒四角、下から3つ目のところでございます。

今申し上げましたように、募集容量が上回った場合については、過去の実績も踏まえまして、非落札となった容量の40%というのを足して容量を増やしてはどうかということでございます。

今度、下回った場合につきましては、競争性の確保という観点から、その回の応札容量というものを次の回の募集容量にするというふうにいたしますが、その場合でも208MWというところの下限は、これは維持するというふうにしてはどうかということで、こういった機動的な見直しの仕組みというものも組み込みながら、競争を通じたコストダウンということと、当然のことな

がら、最大限の導入をしっかりと図っていくということを両立していくというふうにはどうかということでございます。

20ページ目は、今申し上げたところのイメージでございます。ちょっと複雑で分かりにくくて恐縮でございますが、X軸のほうが前回なり、今実施された今回の入札の応札容量というもの。その上でY軸というのは、その次の回の募集容量というところでございます。

「208」というのが途中にあります。208MWを基準としながら、「前回の入札の募集容量」というのが途中に、右のほうに出てくるかと思えます。

前回の入札の募集容量を超えて応札容量があった場合、この赤いところでございますが、その場合については超えている部分に0.4掛けした分を足し合わせたのを次回の入札の募集容量にしましょうというのが赤いゾーンでございます。

今度、前回の募集容量に対して応札容量が下回った場合についてはオレンジのところでございますが、その実際の応札容量というのを次の募集容量にしましょうということでございますが、青いゾーン、208MWを下回るような応札であった場合についても、募集容量については最低208というのは維持していきましょうというような形での案にしております。

21ページ目でございます。

続きまして、今度は上限価格の設定というところでございます。

まず、入札の上限価格の設定に先立ちまして、入札対象範囲外の部分の調達価格、基準価格につきましては、これは第63回の方の議論におきまして、トップランナー方式だけではなくて、価格目標というのをより意識しながら、価格目標の達成に向けた道筋が見える形で21、22というふうに設定していこうというふうになってございます。

これも踏まえまして、入札における上限価格といったものについて、4回で実施するというようなことでございますので、その間を刻む形にはどうかということで、下のところにイメージ図ということでございますが、オレンジの線が21年の入札対象外の調達価格、それから22年の対象外の調達価格や基準価格というものがオレンジでございます。第8・9・10・11ということで、この間を刻んでいくというような形にはどうかというのが21ページの案ということでございます。

22ページ目、2022年度以降どうしていくかというところございまして、なるべく予見可能性の観点から、予見しやすくするために2022年度の道筋を示すということもあるのではないかとこの御指摘をいただいたところでございます。

一方で、今回申し上げたとおり、かなり包括的に制度も見直しまして、全体の制度の仕組みを変更しているというようなこと。

それから、今申し上げました漸減的に減らしていくというふうにしていこうと思いますので、やはり2023年のオレンジのラインというのがないと、なかなか赤い線が設定しにくいといったことも踏まえまして、22年度の入札の在り方ということについては来年度御議論いただくというふうにしてはどうかということでございます。

以上が事業用太陽光の固まりでございます。

続きまして、今度、陸上風力発電のほうの入札について移りたいと思います。

ページ進みまして、最初のほうはファクトの数字が載ってございますが、28ページ目のところでございます。

これは既に決定している事項でございますが、28ページ目、陸上風力についての入札対象の範囲、それから上限価格の公表・非公表といったようなことでございますが、これも11月27日の第63回の議論におきまして、既に対象範囲について「250kW以上」というふうにするということ。

それから、2つ目の黒四角でございますが、上限価格については事前公表というふうにした上で、年間募集容量を1GWというふうにするということまで御議論をいただいているということでございます。

先に進みまして、それらを踏まえまして31ページ目のところでございますが、入札の実施回数をどうしていくのかということと、募集容量をどうするかというところでございますが、入札の実施回数につきましては、下のところにこれまでの陸上風力の認定の申請の月というものを整理してみてございますが、こちらにございますとおり、期限のタイミングによりまして、大体秋から冬にかけて、11月、12月、1月といったときが大半というふうになってございます。

こういった認定の実態ということ、それから2回にした場合に、先ほどの太陽光のように階段をつけるのかというようなこと、といったことを考慮いたしますと、初めて入札にしていくというような状況の中での応札の複雑さが高まるような仕組みというのは避けるべきではないかということをお考えまして、陸上風力発電については初年度ということも踏まえて、入札実施回数はまず年間1回というふうにするというふうにしてはどうかということでございます。

1回にするということでございますので、その1回についての募集容量は、年間募集容量である1GWというふうなことにしてはどうかということでございます。

続きまして、陸上風力の上限価格の設定に際して必要となるIRRの想定というところでございます。

こちらにつきまして、第63回の委員会におきまして、この設定について見直すべきではないかというような御意見を頂戴しているところでございます。

これまでの経緯というところでございますが、3つ目の黒四角のところでございます。平成24

年度の意見におきまして、「施行後3年間は、利潤に特に配慮する必要がある」ということで、「1～2%程度を上乗せ」するというふうになってございます。

その後、4つ目の黒四角でございますが、平成27年度の意見というところで、この利潤に特に配慮するという法律上の措置については廃止をするというふうにした上で、同日以降については「供給量勘案上乗せ措置」というものを導入して、同じ1～2%に相当する分を乗せるというふうになっているということでございます。下のところにイメージがございます。

こういった状況で、現在8%というふうに設定されているわけでございますが、この部分についてどうしていくのかというところで、33ページ目のところでございます。

まず、供給量の勘案という趣旨で考えますと、まず導入の状況というところでございます。陸上風力発電については、風力発電全体のエネルギーミックスの数字が1,000万kWというふうになってございます。

こちらに対しまして、FITの認定量が導入前と合わせて合計で1,090万kW、認定量の合計が1,090万kW、それから導入量の合計が440万kWというところまで認定、導入が進んできているという状況でございます。

それから、資金調達コストにつきまして、民間の調査の結果というものを調べまして、ここに載せてございますが、「調達する資金の性質」というところがございますとおり、当時に比べるとデットの割合が高まっているということ、それから特に「融資分の資金調達コスト」というところを中心にコストが下がっているというような状況が見てとれるという状況でございます。

こういった状況を踏まえつつ、どういうふうにIRRを考えていくのかというところでございますが、3つ目の黒四角でございますとおり、急激なIRRの変更というものが予見可能性を低くしていくというようなこと、それから入札制の適用といったような中での事業リスクの見極めといったことも踏まえまして、2021年度から23年度の陸上風力発電のIRRの想定値については、これは1%下げるということで、新設区分が7%、リプレース区分は5%というふうにすることとしてはどうかというので整理をさせていただいております。

以上が陸上風力に関する論点、御審議いただきたい事項でございます。

続きまして、今度、着床式の洋上風力の再エネ海域利用法適用外のところというところでございまして、37ページに進んでいただけますでしょうか。

洋上風力については再エネ海域利用法の活用というものが原則でございますが、一部、港湾ですとか実証機等も含めて、適用外のものというものがございまして、こういったものについての取扱いというところでございます。これは今年度から新たに入札制に移行したというところでございますが、入札の結果ということが、この表でございます。

初めて実施いたしまして、募集容量120MWというもので、事前非公表でございますが、上限価格34円というふうを設定いたしまして、1件の申込みということで、5MWの申込みがございまして、上限価格を超えたため、落札していないというような状況になってございます。

この状況を踏まえまして来年度以降どうしていくのかというところが40ページ目のところでございます。

この再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力の取扱いについては、今申し上げました入札結果を踏まえて設定するというふうになってございます。

黒四角の2つ目のところ、繰り返しになりますが、募集容量120MWに対しまして、入札の件数は1件・5MWという状況でございます。

3つ目の黒四角にございますが、再エネ海域利用法の施行、それを踏まえた都道府県とのコミュニケーション、関係性等も踏まえまして、今後、比較的小規模な事業が中心になっていくというようなことで考えられるということ。

最後の黒四角でございますが、こういった状況を踏まえまして、入札による競争効果ということが期待できるような状況には必ずしもないのではないかとということで、今回の結果も踏まえまして、2021年度以降については、これは入札対象範囲外というふうにしてはどうかということでございます。

入札対象外としての取扱いについては、この後、別のところでまた御説明をさせていただきます。

続きまして、入札の続きといたしましてバイオマスの関係ということで、42ページ目に移りたいと思います。

42ページ目で、バイオマスの入札結果ということで、バイオマスにつきましては、これまで3回、毎年、年1回やっております、一番右、第3回というところで今年度の結果というものが出てございます。

募集容量120MWに対して、これは事前非公表ですが、上限価格19.6円ということでいたしまして、1件の入札がございまして落札されたということで、落札価格は18.5円というふうになってございます。

1枚進みまして、今度44ページ目のところでございます。

これはもう既に決定しているところでございますが、入札対象範囲、それから上限価格の公表・非公表といったことにつきましては、第65回の委員会におきまして、バイオマス発電の入札については、これはこれまでと同じように、「一般木質等の1万kW以上ということで、液体燃料の全規模」ということ、それから上限価格については同様に「事前非公表」とするというよう

なことになってございます。

先に進みまして、46ページ目というところで本日御審議いただくところでございますが、今決定しているところを踏まえまして、入札の実施回数と募集容量というところでございます。

まず、募集容量につきましてでございますが、2つ目の黒四角のところでございます。今回につきましては、今申し上げましたように、2Mのものが1件ということでございましたが、提出された事業計画等を踏まえますと、設備容量が112Mといったような大きな案件もあるというようなことでございまして、枠がそもそもないということで参加できないということは避けるべきではないかということで、年間募集容量を120MWということで据え置くこととしてはどうかということでございます。

その上で、必ずしも件数が多いわけでもございませぬので、今年度と同様に入札実施回数は年間1回にしてはどうかというのが案でございます。

以上4つ、太陽光が1つと、風力2つと、バイオマスということで、個別の電源ごとの入札制の来年度以降の取扱いということで案を提出させていただいております。

最後に実施のスケジュールと、それからその他の制度見直しということで、48ページ目のところでございます。

今申し上げましたところをまとめたのが48ページ目でございます。太陽光については4回、着床式の洋上風力については入札の対象とせず、陸上風力とバイオマスについては年に1回やるという形で考えております。

まとめた形でございます。太陽光については今申し上げましたように4回ということで、特に第11回ということで、これまでなかなか開始ができなかった年明け以降についても1回実施するということも含めて4回やることで間口を広げていくというような形。

それから、陸上風力とバイオマスについては、1回というふうになってございます。

49ページ目のところでございます。

少し技術的な話でございますが、過去に既に認定を取っている方が、例えば出力増といったことも含めて、価格変更事由に該当する変更認定を取られたときに、当該年度の価格として何を適用するのかといった論点でございます。

この部分について、現在につきましては、これは改めて入札に参加をしてくださいというふうにしてございますが、入札の対象範囲の増加といったことも踏まえまして、どういうふうに取り扱いをしていくのかというところでございますが、一番最後の黒四角のところ、3つ目のところでございますが、結論的には直近に実施された入札における上限価格というものを変更認定申請後の調達価格として適用することとしてはどうかということでございます。

最後、「※」のところ「ただし」とございますが、それよりも今の事業のほうが低い場合、例えば入札で上限価格よりも低い価格で調達価格が決定された上で、そこよりも高い価格の上限価格に変更するといったことは、これは認めないということで、あくまで多くの場合は過去取られたものにつきまして、各種の理由により価格変更が伴う変更をされる場合の価格の適用といった論点でございます。

続きまして、大きな固まりの2点目で、入札制度外の話ということでございます。

太陽光につきまして大きく2点、それから先ほど申し上げました着床式洋上風力の価格設定、それから地域活用要件というところでございます。

51ページ目をお願いいたします。

太陽光についての1点目の点でございますが、地域活用電源の価格の設定というところでございます。

最初の黒四角のところでございますが、AとBというところで、既にこれは第63回のときに決定していただいているところでございます。

まず、入札対象外のものの全体といったところの考え方といたしまして、トップランナー方式だけではなくて、価格目標をより意識した形での設定をしていくということ。

その上で、自家消費型の地域活用要件が設定された10から50の太陽光につきましては、ここで必要となる地域活用要件の具備に要する費用とか自家消費分の便益といったことについては20年度と同様にしていきたいと思いますという形になってございます。

先に進みまして、黒四角の3つ目のところでございますが、10から50の価格設定をしていこうというふうにした場合に、必要となる点として、自家消費比率の設定ですとか、それから地域活用要件の具備に要する費用ということ、それから10から50と50から250でシステム費用が異なるといったことをどうしていくのかというようなことがテクニカルにはございます。

一方で、今冒頭に申し上げましたとおり、全体としてトップランナー方式だけではなくて、価格目標をより意識した形での価格設定というふうにしていくということを踏まえますと、結論的には一番最後の黒四角のところでございますが、このシステム費用についてディテールを決めるという形ではなくて、2021年度と22年度の事業用太陽光の10から50、この地域活用電源の部分につきましては、20年度の最終的な調達価格と同じように、これは具体的に12円と13円ということで1円違いになっているわけでございますが、この部分を踏まえまして、50から250の部分について価格目標を意識して決定されたものに1円を加えるというような形での対応とするというふうにしてはどうかというのが案というところでございます。

52、53、54あたりのところは参考でございますので省略させていただきまして、続きまして、

今度58ページ目まで進んでいただけますでしょうか。

58ページ目が事業用太陽光のその他の論点の2点目のところでございます。解体等積立基準額ということで、廃棄等費用の積立て、将来的な支払いのときに、将来的に11年目以降に積立てをしていくときに当たっての基準額の設定というところでございます。

これは、次のページを見ていただいたほうが分かりやすいと思うので、59ページ目に進んでいただければと思いますが、これは既に第63回の際に青枠のところについては既に決めていただいております。左のほうの調達価格ですとか、そのうちの資本費の5%ということで、廃棄費用の総額といったものがkWでは既に決まっているところでございますが、これを具体的な積立てということで、kWhとしてどういうふうに設定するかというところで、この想定設備利用率等が必要になってくるということございまして、こういう形で具体的な基準額を設定するというのが過去の部分について決めていただいているということ。

それから、廃棄費用のkWの部分について、21年度以降1万円にしていこうというふうに決めているところでございますが、右下の21年度以降の基準額を決めていこうといたしますと、想定設備利用率、それから自家消費比率というところも決定していく必要があるということで、結論的には20年度の数字をそのまま活用するというところで、想定設備利用率、それから自家消費比率を用いてはどうかということで、若干技術的ではございますが、これを決定していただかないとこの基準額が確定できないということで、本日御議論いただく事項というふうに掲げさせていただいております。

太陽光については、残っている論点というのは以上でございます。

続きまして、先ほど入札から入札外にしましょうというふうなことの御提案を申し上げました再エネ海域利用法外の着床式洋上風力のところでございます。

64ページ目のところでございます。

この部分の調達価格等の考え方というところでございますが、最初の黒四角のところでございます。今申し上げましたとおり、再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力について入札対象範囲外とするという場合について、これは再エネ海域利用法適用対象と整合的な価格設定にしていくというようなことが必要と考えられます。

2つ目の黒四角のところでございます。

繰り返しになりますが、入札の結果ということでございますが、34円ということで事前非公表で設定いたしまして、それを下回る価格での入札はなかったというのが結果でございます。

3つ目の黒四角でございますが、再エネ海域利用法の適用対象につきましては、現在、着床式について公募を行っているというところでございますが、供給価格上限額、入札の上限として29

円ということで設定をいただいております。

この29円というところが適用される事業者というのは、大体2022年度前後にF I T認定を取得するという形になるということでございます。

この再エネ海域利用法の適用対象と適用外といったところでの違いといったものももちろんございますが、その中で、外でやるからということで調達価格を維持する、高止まりさせていくということは、コスト低減という趣旨からして妥当ではないのではないかということが御議論をいただいているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、結論的には一番下の黒四角のところでございます。

調達価格は、2022年度について、先ほど申し上げました適用対象と同水準で設定するということとしまして、2021年度については2020年度と22年度の平均で設定していくという形にしてはどうかということでございます。

2020年度の先ほど申し上げました上限価格34円ということと、それから再エネ海域利用法の適用対象の供給価格上限額の29円といったものの平均を活用しながら、来年度の価格等を設定するというふうにしてはどうかということ。

それから、23年度以降については、来年度以降の本委員会で検討するというふうにしてはどうかという案でございます。

以上が着床式洋上風力の再エネ海域利用法外のところでございます。

それから、3点目の論点といたしまして、地域活用要件の前回の議論の続きというところがございます。68ページ目でございます。

前回の御議論の中で、地域活用要件について2点御指摘をいただいております。1つは、地域での消費をしていくときの、いわゆる地域新電力というものの当該都道府県への供給割合という点、それからバイオマスに関連して、出力抑制のときの対応といったことについての関係性という点でございます。

まず、1点目の点が68ページ目のところでございますが、最初の黒四角のところでございます。とおり、もともと第65回のときの案では、今申し上げましたような地域での小売の方が、その地域、その都道府県での供給というものが全体の3割以上というような小売の方に売っている場合であれば、これは地域で消費しているということが認められるのではないかというふうな案とさせていただきます。この3割という割合が都道府県という大きな単位に比べて小さいのではないかという御指摘をいただいたところでございます。

2つ目の黒四角のところではファクトのところを確認しましたが、その範囲が比較的小さいものを見ていきますと、1の都道府県内で供給するという方もいらっしゃるれば、2から3の都道府県

に供給するという方もいらっしゃるというところでございます。

その中で、都道府県という単位が場合によっては大きいのではないかと御議論を踏まえますと、1の都道府県を中心に小売供給するといったことに限定するというふうに考えますと、中心性ということ踏まえると、3割というよりも5割といったような形にしていくということで、その都道府県への販売がマジョリティであるといったことが担保できるのではないかとということで、結論的には、御議論も踏まえまして3割といったところを5割というふうに設定してはどうかという案でございます。

69ページ目のところで、今申し上げましたところを書き直した案というふうにさせていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、69ページ目のところが自家消費、それから地域での消費といったようなパターンのもので、それから続きまして70ページ目の点、ここは修正ございませんが、自治体との連携、特に災害時での活用ということで、自治体の防災計画等、自治体の名義の取決めにおいて位置づけられているものといったような、自治体との連携といった部分での固まりのもの。

それから71ページ目で、地域一体型というものの続きの塊といたしまして、自治体が自ら事業を実施するとか、自治体が事業に直接出資するといったような、自治体に関与しているといったようなものというようなことで、大きく3つの方向性のもので地域活用、地域一体といったことで要件を設定していくということが全体像でございます。

72ページ目のところでございますが、バイオマスについての御指摘いただいた点でございます。

最初の黒四角のところでございます。12月の委員会におきまして、「バイオマス発電につきましては、出力抑制の時間帯には抑制することになっているはずということで、必要な場面では50%以下に出力を下げられることを条件に追加すべきではないか」という御議論をいただいたところでございます。

これはファクトの部分でございますが、2つ目の黒四角でございますが、系統連系の技術要件ガイドラインにおきましては、「バイオマス発電設備につきましては、この括弧書きで書いてある「地域資源バイオマス」を除きまして、バイオマス発電設備については、発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制することができるように努めることとし、その最低出力を多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備する等の対策を行うものとする」といったようなことが規定されているというところでございます。

3つ目の黒四角でございますが、個別の最低出力の取決めにつきましては、このガイドラインにものっとりまして、各一般送配電事業者とバイオマスの事業者の間で協議されるというふうになってございます。そうした中で、最低出力を50%超として設定されている方もいらっしゃる

いうふうに理解してございます。

今みたいな制度の立てつけといったものを踏まえますと、ガイドラインでこういったルールとなっているという中で、個別の事情により例外が認められているケースもあるといったことを踏まえますと、まずはこうした例外が認められるケースとということも含めて、実際にルールをある種検討、決定していただいている総合資源エネルギー調査会の系統ワーキンググループのほうで、まずは、より詳細な整理・検討ということをしていただいた上で、必要に応じて算定委のほうでの議論をするというふうにしてはどうかということでございます。

以上が、地域活用要件に関する論点のところの説明でございます。

一番最後に、その他というところでございます。75ページ目のところでございますが、「基準価格における消費税の取扱い」というところでございます。

基準価格、下のところでございます左側がF I T制度の場合のイメージ、右側がF I P制度の場合のイメージというところでございますが、まず左側、F I Tのほうにおきましては、F I Tの認定事業者は買取義務者に対してF I Tの電気を供給いたしまして、その対価としてお金を受け取っているということでございますので、この調達価格として受け取るものについては、これは消費税の課税対象であるということで、消費税抜きで価格決定した上で、そこに外税方式で消費税を加えて、加えた分をお支払いするという仕組みになってございます。

今度、右側のフィード・イン・プレミアムのほうの、F I Pのほうの制度に行きますと、各電力市場ですとか相対取引で売る部分、ここで言うところのβ円の部分につきましては、これはいわゆる通常の取引、電気を供給する対価ということで、消費税の課税対象になるということでございます。

一方で、プレミアムの部分というのは、これは広域から受け取るわけでございますが、これは何かの役務提供の対価ではないということで、消費税の課税対象外というふうな整理になってございます。

これを踏まえますと、プレミアムの部分については、これは消費税を加えずにお支払いするというところでございまして、基準価格についてもこれは同水準になるように、消費税の分を加えずに設定するというふうにしてはどうかということでございますが、いずれにせよ、これは受け取ったものはそのまま納税するということになりますので、事業者の収益性ということに関しましては価値ニュートラルなものでございますが、消費税の課税対象である、対象外であるといったことを踏まえて、こういった取扱いにしてはどうかというところでございます。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明ということでございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。音声大丈夫ですか。

それでは、今事務局から御説明いただきました内容について御議論ということにしたいと思えます。

御意見、御質問、御発言の御希望ありましたら、スカイプのコメント欄でお名前、発言希望の旨を書いていただいで始めたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

5人しかいないわけなんで、いつものとおりでよろしいですか。

○山地委員

いつものとおりというと、山地ということでしょうか。

○山内委員長

はい、そういうことになります、山地先生よろしくお願ひいたします。

○山地委員

分かりました。

ちょっと舞台裏みたいになりますけれども、事前説明していただいたときに大分コメントをして、それに丁寧に対応していただいでいて、今日説明していただいたものについては全体として特に異論はございません。したがって、何か感想みたいなことを言うということになってしまうんですけれども。

まず、入札のところ。太陽光に関して回数を増やして、それから審査期間を短縮するとか、結構なことだと思っています。

ちょっとだけ大丈夫かなと思っているのは、21枚目のスライドのところ、年に4回やるんだけれども、段階的に下げていくと。予見性がすごくあり過ぎ、逆にあり過ぎて、高いうちにやっちゃえという話になって、だんだん回数が増えていくごとに応札が減っていくのではないかなと思うんだけれども。しかし、こればかりはやってみないと分からないというところもありますので、まあ、これでいいかという感じでございます。

陸上風力に関しても、特にコメント、異論はないんですけれども、やっぱりIRRのところ。32ページから33枚目のスライドですか。33、これは民間のデータということで、必ずしもどの程度の——何と言うかな、信頼性と言うと、ちょっと失礼な言い方になるんだけれども、頼れるか。しかし、少なくともIRRを下げるという根拠にはなっている。これが1%低減に結びつくかどうかというのは、なかなかこの数値と直には結びつかないんだけれども、下げる方向にはなっていて、それなら1%低減、それで私としては納得です。

あと、着床式の再エネ海域利用以外のところは、これやめるというのも結構だと思います。というのはリンクです。後で、再エネ海域利用法が適用されるものとリンクして価格を決めるとい

う要件でオーケーです。

バイオマスのところの入札はこれで結構で、それで、後半のほうの調達価格等のところですけども、これも議論しても決まらないところがあるんだから、決めが要るなと思う。納得感もあります。

51枚目のスライドのところ、事業用太陽光の固定価格の50から250のところの調達価格に1円を加えて10から50kWのことを決めると。この1円のところは、まあ、しかし、ちょっと高いことは高いわけだから、今回と、今年度と同じという感じの差分を維持するという程度で。物すごく根拠があるかという、ちょっとと思うんだけど、まあまあ、そんなに大きく外れはないだろうと思います。

それと、もう一つ決めがある——あつ、そうだ、これはちょっと質問で、今改めて聞いていて、64ページ、再エネ海域利用法適用外の着床式のところ。私は、今回公募している上限kWh29円で、この案件は2022年前後にFIT認定を取得するとなる見込みだということで、そのところと、この64枚目の一番最後の四角、つまりこれは提案なんです、21年度については29円というふうに読んだんだけど、ここはどう読むんですか。「2020年度と2022年度の平均価格を設定してはどうか」というのが、どうもここが十分読めなかったんです。恐縮だけれども、そこをもう一遍説明していただきたいなと思っております。64ページの一番下の四角です。

あとは、先ほどの地域活用要件の68ページのところで、5割以上にしました。これも決めの問題なので、私はどっちかという厳しめに見たほうがいいと思っていますから、これで結構だと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは清水課長、今の御質問の点について、64ページですか、お願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございます。

それでは、幾つか御指摘いただきましたが、今委員長からお話ございましたとおり、64ページ目のところの御質問のところに回答させていただきます。ページは64ページ目で、少し分かりにくくて恐縮でございます。

まず3つ目の黒四角のところでございますとおり、再エネ海域利用法につきましては、これは29円というふうに公募が行われているところでございますが、公募が11月から開始をいたしまして5月に公募締切りということ。それから審査、評価といったようなプロセスを経まして、その

ままいきますと、来年度の秋ぐらいに事業者が選定されるということになってございまして、事業者は選定されてから1年以内でF I Tの認定を取るといような流れになりますので、22年度のF I T認定の取得というふうになってございます。

一方で、今回御審議いただいております着床式の洋上風力の再エネ海域利用法適用外のところにつきましては、これはこれまで運営してきております再エネ特措法、いわゆるF I Tの制度の、ほかの電源と同様でございまして、今年度の価格の取得に向けて、今年でいきますと12月18日までに認定の申請をいただければ、今年度の価格で認定しますというように立てつけになっているというところでございます。

これを踏まえまして、まず22年度につきましては、この再エネ海域利用法の適用と整合的な価格設定にしていこうというところが、一番最後の黒四角の「2022年度については、再エネ海域利用法適用対象で2022年度前後にF I T認定を取得する見込みの事業と同水準に設定する」というところでございます。価格につきましては、ほかの電源も同様に、最終的に全体の意見を取りまとめていただく中で最終的な数字として出させていただいているのがこれまでも通常でございますので、少しぼやかして書いてございますが、御質問いただいたのもう少し分かりやすく申し上げますと、まさにこの29円といったものと同水準ということ意識しながら、22年度の価格は設定するというふうにしてはどうかということで、整合性を保つということでございます。

一方で足元のほう、20年度というところでございますが、19年度につきましては36円というふうにございました。20年度、今年につきましては、上の2つ目の黒四角でございますとおり、上限価格34円というふうにしてございます。

ということで、20年度の34円、それから22年度の29円といったものを活用しつつ、その平均、間の数字として21年度の価格を設定してはどうかというのがこの部分の趣旨ということでございます。

具体の価格というのは先ほど申し上げましたとおり、数字として申し上げるのはあれだと思えますが、この部分についてはかなり具体の数字が見えるような形なのかなとは思ってございますが、以上のような考え方でございます。

#### ○山地委員

ありがとうございました。だんだん理解しながら、思い出して理解したんだけど、少なくとも2020年度というのは、今回の上限価格34円だというぐらいははっきり書いたっていいんじゃないかと。ただ、2022年度というのは、「2022年前後にF I T認定を取得する見込みの事業と同水準」というのは、これは落札の事業者だから、29円とは限らず、それ以下だという理解をしいていいですか。

○清水新エネルギー課長

よろしいですか、清水でございますが、先生御指摘のような考え方もあり得るのではないかとと思いますが、タイミングとして申し上げますと今申し上げましたとおり、落札価格というのが決定するのが来年の夏・秋というふうになってきますので、一方で22年度と21年というものの2年について、この冬に決めるというふうな案にさせていただいておりますので、ここについて申し上げますと、22年度の部分というのは実際の落札価格というよりも、29円というものが念頭にあるというところで我々としては考えておりますし、制度の立てつけといたしましても、今足元であり得る情報というものにつきましては、昨年の夏に供給価格上限額29円での御議論をいただいた際に活用したNEDOのモデル等も分析した価格と、分析したようなデータといったもの以上のものは今の時点ではございませんので、22年度の平均価格としては29円というのが基本の軸として考えるのが妥当かなと考えております。

○山地委員

はい、了解しました。

○山内委員長

よろしいですか。

事務局から、そのほかの山地委員の御指摘について何かコメントありますか。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、今御指摘いただいた点でございますが、まず21ページ目の太陽光の価格の水準のところ、予見可能性が高過ぎるのではないかという御指摘もございましたが、逆にいきますと、22年度以降どういうふうになっていくのかというのは、これはもちろん今後の議論ではあるものの、22年度のオレンジの線というものが念頭にもあるわけでございますので、今年度だけというよりも、来年度以降も含めた動学的なインセンティブ構造がうまく組み込めればいかなというふうに思っておりますが、委員御指摘いただいたとおり、正直申し上げますと、いろいろな改革をさせていただきまして、まずはこれを運営しながら、その中での状況を踏まえていくということになっていくのかなというふうになってございます。

それから、風力のほうについて御指摘いただいた点につきましても、IRRについては前回御指摘いただきまして、改めてデータ等も見て、踏まえまして導入の量の状況、導入・認定の量の状況、それから資本コスト等の状況といったことの詳細を出させていただきまして、引き下げていくということの一定の根拠にはなっているのではないかと、我々事務局としても考えているところでございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。山地委員、よろしいですか。

○山地委員

はい、ありがとうございました。結構です。

○山内委員長

それでは、ほかにいらっしゃいますか。

もしなければ、申し訳ないですが、順番で松村委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○松村委員

それでは、申し上げます。多くの点が山地委員の御指摘と重なってしまって申し訳ありません。まず、スライド33です。

3つ目のポチのところで「急激なIRRの想定値の変更は問題がある」という整理で、1%の低減とし、7%、5%とするというのは合理的な提案だと思いますが、まず「上限価格の予見可能性を低くしうる」——「しうる」だからしょうがないですけれども、私はあまり納得していない。この上乘せの議論、あるいは資金調達コストが大きく変わったのではないかという点は昨日今日急に言い出したことではなく、ずっと前から議論されていたことだと思いますので、不意打ちじゃないと思います。この程度のことで予見可能性が低くなるから問題だというのは、私はかなり変だと思います。下げることは十分予見可能性があったと思っています。

その意味で今回の書き方、急激な想定値の変更は問題がある。だから、一部を反映させて1%低減ということは、ある意味、本来はもっと下げるべき。この数字を見れば、当然そうだと思うのですが、もっと下げるべきなのだけれども、様々な理由で急激な変更を避けたという提案だと受け止めました。

何が言いたいのかというと、ここで2021年度から23年度に関してこうなのだけれども、これだけ長く議論した挙げ句に7、5としたのだから、これがずっと続く。これが更に下がることになると予見可能性が低くなる、という議論が将来出てこないようにぜひお願いします。それは、この書き方からすれば、更にその先には、そう決めたわけではないわけで、そのときにもう一度議論するわけですが、更に下げることも十分あり得るし、予見可能性がなくなるので絶対だめだ、

とは言わせない書き方になっていると理解しています。そういうことも含めて、1%の低減という提案に賛成させていただきます。

この数字の信憑性というコメントがあったわけですが、どう考えたって、2014年度に比べて長期金利が下がっている、リスクプレミアムというのが著しく上がるという何か具体的なことがあるのか、ということを考えれば、これが出てきた数字はそんなに不自然な数字だと私は思わないので、本来なら、これに対応してもっと下げることがあり得ると思うけれども、急激な変動を避けたというふうに理解しています。

次、51スライドを見てください。

これも山地委員がおっしゃっていたのですが、1円というのが本当にいいのかどうかということに関しては議論の余地はあり得るかと思います。私が参加する前ですが、小型風力の区分を廃止して同じ価格にしたわけですね。同じ理屈で、小さければコストがかかるから、だから高くして当然という発想はいつまでも続けるのかということは議論になり得ると思います。ただ、1円上乗せする前の50-250のところの調達価格も相当に下がって合理的な水準になってきているし、それを更に下げていくということが明らかな中で、この区分をそもそもなくして、上乗せゼロ円にするというのを強行するのが今の段階で望ましいとも思えないので、御提案は支持します。1円に強固な根拠があってこうしているわけではない。基になる価格がどんどん下がってくれば、1円を割合で見れば、相当な高い上乗せ率になることが将来あり得ると思いますので、将来はこの上乗せをこの水準で維持するかどうかということは、その時点で再び考えるべきで、次の見直しの時点で再び検討する余地はあると思いました。

次、スライド69ですが、前回提案したとおり「5割以上」としていただいて、ありがとうございました。5割以上とすれば、3割以上であれば少なくとも3つの県に関して自分は御当地事業者ですよという余地があったということから考えると、5割以上とすれば、もうそれ当該の1県しかなくなるということですから、これは合理的な数字が出てきたと思います。

これはそういう理屈なんで、バナナのたたき売りみたいに、5割はきついから、間を取って4割とかという、そういう議論はあり得ない。5割以上とするということは、これよりも高い数字であれば理屈は立つと思いますが、これよりも小さな数字を入れることは理屈が立たないのではないかと考えています。

次、72のところですが、これの整理としては実にもっともで、系統ワーキングのほうでちゃんとやってくださいというようなことだと思うんですが、これは系統ワーキングでもっと詰めて議論するということになると思います。でも、これ系統ワーキングに任せるということを言い、その後、必要があればこっちで議論するとは言っているんですが、系統ワーキングのほうで合理的

な整理が出てきたら、その後、それをひっくり返すようなことというのはしないで、こう言った以上、系統ワーキングのほうの議論に基本的には任せていただくというようなことが必要かと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。事務局から何かコメントありますか。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございますが、ありがとうございます。

幾つかいただいた点でございますが、まず33ページ目のところにつきましては、表現については、すみません、一部ちょっと不適切だったかもしれませんが、御趣旨としてはおっしゃるとおりかなというふうに思っておりますが、若干そういう意味では、コストの部分については信憑性が低いとか高いというよりも、これまでの電源にあったような、そういう意味では各電源、各事業者ごとの例えば分散の状況ですとか、どれくらいばらつきがあるかとか、あと、いろいろな、そういう意味では事業の規模とか、もう少し詳細な部分というのは、我々としては可能であれば分析したかったなと思っていたところは正直なところでございますが、そういった点で信憑性というよりも、そういう意味では制度に適切に反映するために、可能な形でももう少し分析していきたいと思っておりますが、そういったことを含めても、明らかに、先ほど山地委員のときにも回答させていただいたとおり、大きな方向性としては出ているのかなという中で、予見可能性というよりも、まさに入札制を導入していくといったようなことも含めた制度の競争環境が別の意味でも高まっていくという中でIRRの変更といったことを総合的に考えた中で、この1%ということが妥当なのではないかというふうにも事務局としては考えさせていただいた次第でございますが、松村委員も御指摘ございましたとおり、急激な変更を避けるべきだという中で、こういった、よりそういう意味では低コストで事業ができるといったことが定着していきなり、多くの事業者にとって当てはまるといったことが確認できれば、これは当然のことながら、太陽光と同様に、より引き下げていくというのが大きな方向性なんじゃないかというふうに理解をして、我々としても、そういった観点から引き続き分析等を深めていきたいというふうに考えてございます。

それから、51ページ目のところの地域活用電源のところの追加分をどう考えるかというところでございます。十分御理解をした上での御指摘だというふうに我々も理解しておりますが、念のため1点だけ申し上げますと、大きいから、小さいからということで1円を加えたという趣旨ではなくて、この地域活用要件というものを達成する際に、太陽光以外の場合は、かなり幾つかのオプションを示しながら、多分よりやりやすい、より事業者にとって適したものを選ぶというこ

とになってございますが、この10から50といったものにつきましては、これはこれまでの議論も踏まえて、自家消費といったものにしっかりと限定していくと。その中で、災害時には活用できるというレジリエンスということも設けようといったようなことで、地域活用要件として具備するというところに要する費用といったものが明確化であり、アディショナルなものであるということ踏まえて設定しているというところでございますが、全体の、そういう意味では現時点でのデータの収集の限界等も踏まえて、今回は去年と同様に1円というふうにしてございますが、これが未来永劫といったような趣旨では我々も考えてございませんので、10から50kWの案件の今後のいろいろな報告データ等も踏まえながら、適切な制度の在り方ということは引き続き事務局としても検討、分析をしてみたいというふうに思っております。

それから、最後のバイオマスのところにつきましては、そういう意味では御指摘の点も含めてバイオマス発電というものが出力抑制時にどういう役割を果たすべきかということについてシステムワーキングで御議論いただくといったことについては、その観点については当然のことながら十分尊重しつつ、併せて調達価格等算定委員会としての委員会の目的等に照らし合わせて、それをどう適用していくのかというのは、本委員会としての委員にお諮りしながら決めていく話ということになるのではないかとこのように事務局としても理解しております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。松村委員、よろしいですか。

それでは、高村委員、御発言があればお願いいたします。

○高村委員

山内先生、聞こえますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○高村委員

ありがとうございます。

原則スライドの順で、幾つかの御意見、あるいは御質問もあるんですけども、お願いをしようかと思っております。

まず今回、太陽光の入札の制度について、調達の活性化に向けた検討、基本的な考え方をスライドの10のところ、10以下のところで整理をさせていただいているかと思っております。

上限価格の公表ですとか参加機会の増加といったような、できるだけ事業形成をする事業者が増えるような、そういう制度の改善をさせていただいたと思っております、この点は大変ありがた

いと思っています。

入札について言うと、入札の参加者を増やしていくことというのが競争を促すことになるということを考えると、参加をしやすい制度にしていくということが競争性を高める、コスト低減を促すということにもなると考えます。

上限価格の設定の仕方、あるいは公表について、先ほど山地先生から、設定の仕方についてはありましたけれども、ここまでコスト、価格が下がってくると、むしろ、コスト目標に向けて着実に見通しをつけて、そこに対応ができる事業者をしっかりと育てていくという観点が必要ではないかというふうに思います。以前と違って、ある意味では、非常に高止まりしていた価格からここまで下がってきておりますので、そういう意味では、こうした事務局提案でよいかというふうに私は思っております。

2つ目の点でありますけれども、スライドの19のところですが、2021年度の募集容量（太陽光）についてです。

事務局からありましたように、私は基本的にこの御提案に賛成なんですけれども、間違いなく理解をしていただく必要があると思っていますのは、2021年度の募集容量というのは約832Mになるかと思いますが、2020年度の調達量、募集容量1.5Gから見ると、かなり少なくなったという印象を持たれるかもしれません。ただ、これは事務局からスライド20でも丁寧に御説明がありますけれども、札を入れる人が増えていけば、次回の募集容量が一定の割合で増えていくという構造になっておりますので、そういう意味では、ここで言う832Mというのはミニマムで、参加者が増えれば、年間の募集容量もそれに応じて増えていくという、そういう設定であるということ的前提に、この募集容量について賛成をいたします。

ただ、2020年度の入札の在り方については、事務局からも改めて検討というふうに書かれておりますけれども、提案されておりますけれども、これから更に再エネを最大限入れていきたいと思いますという大きな方向性がある中で、国がどれだけ、ある意味で計画的に太陽光を増やしていくのかという方針を持ちながら、年間の調達量、募集容量が導き出されるというのが筋だというふうに思っております。そういう意味では、今行われている2050年、あるいは30年、エネルギー基本計画の見直しの議論の中で、太陽光の導入目標といったようなことも議論されることを期待しておりますし、それに基づいて、改めて2020年度の入札、特に募集容量については検討する必要があるというふうに思っております。

3点目ですが、スライドの番号をちょっと忘れてしまいましたが、陸上風力の入札の実施回数についてでございます。

今回の御提案、入札の実施回数、年1回ということで御提案をいただいております。若干質問

といいますか、お願いもあるんですけども、今回、太陽光の入札見直しで、回数を増やした理由として、案件形成をしていく上で、入札のタイミングを待つことで、その分事業期間が長くなると。それは、場合によっては案件のコストを上げるという形になり得るといことが事業者から指摘をされてきたということだと理解をしています。

その意味で、これは同じように風力からも、事業期間の短縮ということについて、この間強く要望されてきたと理解しております。

今回、太陽光の入札の改善の中で、スライドの13に図化していただいておりますけれども、入札認定の手續について、できるだけスムーズに、事業期間を短くする形での提案をいただいていると思うんですが、これが御質問であり御要望なんですけれども、風力に関して、いわゆる陸上風力の入札において、どういう条件を満たした場合に入札資格があるのかという点です。これは、先ほどの太陽光のスライドの13のところ、いわゆる接続の協議が一定程度終わっているということが入札の条件になる。これは太陽光以外についても当てはまるという御説明だったと思いますが、特に風力の場合はアセスメントとの関係で入札資格というのがどうなるのか。それから認定期限、認定取得期限との関係でどうなるのか。例えば入札で事業条件を出すわけですが、当然その後アセスメントをするということになりますと、それに応じて事業内容が変わることもあり得ると思います。逆に変わらないということだとアセスメントの意味がなくなってしまうので。

そういう意味でお願いといいますのは、年に1回という御提案は御提案として承るんですが、陸上風力の入札についてどういうアセスメント、入札資格、それからアセスメント認定のタイミング、認定取得期限、これらがどういうスケジュールになるのかということについて整理をさせていただいて、それでもって、年1回で事業形成に、手續上、過度な支障がないかということについて、改めて情報を出していただけないかというお願いであります。

3点目は、これは既に松村委員、それから山地委員からありましたスライドの33の陸上風力の上限価格等の今後のIRRの想定値であります。

基本的にこの御提案に賛成なんですけれども、IRRの今の時点での足元の状況が分かっていますので、この点については今回これで1回まとめるとしても、これずっと固定ではないと、改めて見直していくということが必要かと思えます。

すみません、あともうちょっとあるんですけども、スライドの40のところ、着床式の洋上風力発電で海域利用法適用外の取扱い。

今回、入札対象外とするということではありますが、これは山地委員からもう既に御質問があったところと全く同じ点をお尋ねしようと思っていて、将来の買取価格が見通せるという意味では今回の事務局の御提案に賛成ですが、留意をしていただきたいのは、区域、指定区域での発

電事業を阻害するような、区域外でのフリーライドが行われないということがしっかり確保できているかというのは常に見ておいていただきたいと思います。区域外については一定の希望についての指針を出していらっしゃるかと理解をしていますが、基本的にはフリーライドすることは抑制をされるような形になっていると理解をしていますが、今回入札から、そうではない形、対象外となることで、この区域外の案件が区域での洋上風力発電事業の形成というのを、逆にフリーライドするということがないように留意をしていただきたいと思っております。山地委員が御指摘になったところ、少し明確に書いていただいたほうがよいかと思ひまして、22年度の価格というのは、いわゆる区域指定のところ想定を、今回決めた上限価格の29円/kWhということだと御説明、理解しましたので、それは明確に書いていただいてよいのではないかというふうに思いました。

あと、スライドの68の自家消費型・地域消費型の地域活用要件のところであります。

こちら、御提案について強く反対するものではありませんが、この運用が大変難しくないかというのを若干懸念しております、何かといいますと、これは再エネ電気の売り先の小売のデータを出してもらって確認をし、しかも小売事業者も販売先が契約に応じて変わり得る。しかも、FITで20年の買取りということで、小売の事業がどうなっているかで認定、FITの認定条件を満たしているかどうかということが決まるというのは制度としては少し複雑で、これを確認していく行政の手間というのが多いのではないかということ懸念しております。

ただ、先ほどありましたように、この委員会当面、今御提案あっている地域活用要件について、必要に応じて改めて見直すということですので、また運用を見ながら、ここを見直していくということ、消極的ではありますが、5割要件についてはこれでよいかというふうに思っております。

申し訳ありません、あと2つだけ。スライド72でありますけれども、バイオマス発電の地域活用要件について先ほど松村委員から御指摘があったんですけれども、これは事務局が今お答えいただいたとおりで、私の整理としても、系統ワーキングで、系統に接続される電源設備の技術的指針を整理していただくということで、何がつながる電源かという技術的な要件を決めていただくということだと思いますが、しかしながら、そのつながる電源のうち、地域活用要件に該当するものがどういうものかということについては算定委の判断だと理解をしておりますので、手続的には事務局から御説明があったとおりに進めていただきたいというふうに私も希望しております。

最後ですけれども、スライド51、これは先ほど松村委員、山地委員が1円のところでお話しされたところですが、こちらは今年度でなくても、来年度に向けてぜひ資料のところ少し整理を

していただくと。

先ほどの議論との関係でもよいかと思いましたが、スライドの57のところ、事業用のシステムコストを紹介していただいているかと思えます。規模別のトレンドも出していただいていると思うんですが、同時に、スライドの62で、事業用太陽光の過積載率も出していただいている、このシステムコスト、定期報告に基づいて、買取制度をベースにしたものだと思いますが、過積載率を考慮すると、規模ごとのkWのシステムコスト評価、少し変わってくるかもしれないというふうにも思います。これは先ほどの1円のお話にもつながるところかと思えますけれども、これは今年度でなくても結構ですけれども、来年度のデータの整理のときに御検討いただきたい点として、最後申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、事務局からコメントがあればお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局でございます。高村先生、ありがとうございます。全部拾い切れているか分かりませんが、事務局として順番にコメントをさせていただければと思います。

まず19ページ目の募集容量のところでございますが、この19ページのところも今、高村委員御指摘のような、間違ったメッセージにならないように、事務局の資料としても、最大限の導入というのは、これは当然のことだということを繰り返し書かせていただいております、これは現行のエネルギー基本計画に基づいた大きな方針としての、国民負担を抑制しつつ最大限の導入をしていくというのは、これは当然のことでございますので、今後の発信に当たっても、そういったメッセージがぶれないようにということは、現行のエネ基に基づいても当然のこととしてしっかりやっていきたいと思っております、そういう思想でこの部分を作らせていただいております。

常に量をどれだけ、要すれば、量はもうたくさん広げた上で価格をブラインドにして価格の競争をしていただくのか、価格を公表しつつ量で競争していくのかという大きな2つのバランスの中で、価格についての予見可能性を高めながら量についても欲張るという、ぎりぎりのラインを事務局としても追求したつもりでございますし、競争が進めば、当然どんどん入っていくということは制度的にも担保したいというふうに思っております。

委員御指摘ございましたとおり、次のエネルギー基本計画の見直しといったことにつきまして、基本政策分科会のほうで議論が行われていましたとおり、2050年といったものについての方角性についての御議論、それも踏まえつつ、2030年についての検証という御議論になってござい

ますので、どの場でやるかということは別にして、しっかりと2030年、2050年といった議論についての大きな議論というのをも同時にしていく必要があるかなというふうに考えてございます。

続きまして、31ページ目の陸上風力の入札のところでございますが、こちら委員御指摘のような懸念も含めて、我々も2回やるとか、いろいろなパターンを考えてみたところでは、正直事務的な検討の中でもございます。

認定のところの申請月も、調べる中で、一定のタイミングにある種申請が固まっているといったことも踏まえて、そういう意味ではあまり早い時期にやるというよりも、年に1回でそのタイミングをしっかりと踏まえて検討を、事業形成していただいたほうがいいということを実態を踏まえてしたつもりでございますが、これが認定に即していないということであれば、また将来的にはこれをしっかりと状況も踏まえて考えて、見直しも含めて当然していくのかなというふうには思っておりますが、まずこういう形でやるのがいいのではないかなと思っております。

それから、御指摘いただいた点でございますが、特に御指摘のとおり、風力につきましては、アセスによって例えば風車の位置が変更する、そういったこともございますので、アセスメントの方法書という2段階目のタイミングのプロセスを開始したタイミングというところで原則申請というのを認めることにするというのが、入札に限らずFITの運用というふうにしてございます。

その上で、3年間の間に土地の変更等で具体的な場所が決まった上で土地の権原等を出していただければ、もともと認定を出したタイミングでの価格を適用しましょうというふうにしてございまして、こういったこともございますので、若干太陽光とは案件形成のプロセスやFITの申請をしなきゃいけないタイミングの時間軸というのが少し違うのかなというのが我々の理解でございますが、先ほど申し上げましたとおり、実態やニーズ等も踏まえながら、必要に応じて見直しをしていきたいというふうに思っております。

それからIRRの話は、先ほど松村委員にも御説明させていただいたところというところと理解してございまして、それから40ページ目のところにつきまして、再エネ海域利用法適用外の着床式の洋上風力のところでございます。

我々としても、当然、再エネ海域利用法に基づいてやっていくというのが大原則だというふうに思っております。自治体への通知といったものについて、これは資源エネルギー庁のホームページでも載せて、事業者にも見ていただけるようにしてございますが、そういった中でも、基本的には40ページ目の3つ目の黒四角にありますとおり、3万kW以上のものについては、これは原則再エネ海域利用法のほうで扱うといったことが基本であるといった方向で考え方を出しているところでございまして、結果として、この部分について、小さな規模のものというのがど

うしても、例えば風と海の状況等を踏まえて一、二本しか建てられないような部分とか、そういったこともございますので、こういった枠としては残しておきたいと思いますが、結果としてフリーライドにならないような形の仕組みは、我々としても当然だと思っていますので、そういった運用を再エネ海域利用法と併せてしていきたいというふうに思っています。

その上で、この部分についての、先ほど価格の話というところが併せてあったかと思いますが、先に進みまして64ページのところでございますが、御指摘も踏まえまして、最終的にお諮りさせていただく算定委としての意見といったところについては、もう少し明確な形の書きぶりになるようにしたいというふうに思っています。

それから、御指摘いただいた順番で申し上げますと、地域活用要件の5割といったところの部分につきましてでございますが、行政のほうの執行の手間といったところについての御心配ということで、ありがとうございます。我々としても、これを見ていくということについては、追加的に見なきゃいけない部分があるかというふうには思っていますが、一応仕組みといたしましては、各事業者さんから定期報告していただく際に、売り先である事業者さんのほうの供給状況といったものを添付していただくといったようなことも含めて、やり方を考えたいなと思っていますが、全体として、第65回、前回の回で御審議いただきましたとおり、この3電源についての規模、件数といったのは、太陽光や風力に比べてもそこまで多くないということ、それからフィード・イン・プレミアムのほうに徐々に移行していくという大きな方向性の中で、全体として規模の、管理しなきゃいけない規模のバランスも見ながら、しっかりと管理をできる範囲と量のバランスといったことで考えていきたいというふうに思っています。一応今念頭に置いている対象の数からすると、何とかやっていけるかなと思っていて、これをやりながら、要件も幾つかございますので、どの要件のものが実際には多く出てくるとか、そういったことも見ながら、必要に応じて見直しをしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、バイオマスのところについても御指摘のとおり、先ほど御説明させていただいたとおりかというふうに考えてございます。

以上で大丈夫でしたでしょうか。すみません。事務局のほう、以上とさせていただきます。

○山内委員長

高村委員、よろしいですか。

○高村委員

はい、ありがとうございます。

2つだけ。

陸上風力の入札のプロセスが全体として分かるような、先ほどの太陽光のところ、そういう意

味では出していただいていると思いますけれども、を、もし報告書、あるいは次回お示しをいただけると大変ありがたいと思います。

もう一つ、さっきのシステムコストとか積載率のところは、また来年度でも御検討いただければと。

以上です。

○山内委員長

事務局、よろしいですか。

○清水新エネルギー課長

清水でございますが、陸上風力のプロセスのところは、そういう意味では事業者にとっての分かりやすさも含めて、分かりやすいような形でしていきたいというふうに思います。

それからシステム費用のところ、すみません、私がコメントを忘れておりましたが、小さな規模のやつについてのシステム費用のところ、すみません、私が確かに説明を割愛いたしました、実際は過積載の率とか、幾つかのシステム費用等が出ているところでございますが、今年度につきましては、第63回のときに御議論いただいたとおり、そもそも50kW以上のところについての価格設定として、いわゆるトプランナーのところの考え方で設定をしていくと。そういう意味では、価格低下というものが必ずしも十分に確認できない中で、価格目標のことも意識しながら設定していくというふうにしていくというような方針であるということ。

それから、10から50のところについての地域活用要件を課した後のデータというものが、そこまで十分ではないといったようなことも踏まえて、今回こういうふうな整理が妥当かというふうに考えましたが、高村委員御指摘のありましたとおり、またデータが集まってくる中で、こういったデータも使いながらやっていくということは当然のことかなと思います。

それから、過積載率については、こういった部分の過積載の結果も踏まえて、設備利用率といったものが具体的にどうなっているのかということや定期報告のデータも踏まえて設定しているということやございまして、こういった要素も含めて、価格設定の在り方というものをファクトに基づいてやっていくということは引き続き重要かなというふうに考えております。

それから、すみません、1点、私の先ほどの説明の中で、地域活用要件の小売の供給先といったところについて全体として公開されているような形で申し上げましたが、この地域活用要件の認定条件を遵守しているのかどうかといったことについて言うと、これは恐らく事業者のほうから御報告いただく必要があるのかなと思いますので、事業者というのは、発電事業者さんのほうの定期報告の際にいただく必要があるのかなと思いますので。そのあたりのルールを取り回しも、先生御心配いただいたように、行政の現場のコストがなるべく高くないようにしつつ、一方

で事業者にとっていたずらにコストがかからないようなやり方というのは、実務面でもよく検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、大変お待たせしました。大石委員、どうぞ御発言をお願いします。

○大石委員

大石です。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○大石委員

ありがとうございます。今までの先生方の御意見で、論点などは、おおむね出尽くしていると思いますが、全体として意見を述べさせていただきます。

今回、今後の入札の実施スケジュールが示され、太陽光については年に4回、陸上風力は1回、バイオマス1回ということでお話がありましたが、まず事務局の負担ということが気になりました。以前、入札回数を増やしたらどうか、という話が出たときに、それは事務局が大変である、というお話だったと思います。しかし、これまで入札を実施してきて、かなり入札制度にも慣れてきたので実施可能と考えた、ということでしたら、ぜひその方向でお願いできればと思っております。

一方、陸上風力については、先ほど高村先生のお話にも少しありましたけれども、日本で再生可能エネルギーを今後も積極的に増やしていかなければならない、という状況にあって、風力は現在、どちらかという、洋上風力のほうに重きが移っているように感じております。今後、陸上風力というものがポテンシャルとして、今後どのくらい増やせそうだと見込んでいるのかも気になるところで、もし可能性があるのであれば、入札回数を増やすことによって陸上風力が更に増えるかもしれないということで、入札の回数を1回ではなく2回にするということもあるのでは、と思った次第です。しかし、入札による増加が、あまり見込めないのであれば、今の1回というのが妥当なのかもしれませんし、そのあたりが少し気になってはいます。

それから、33ページの陸上風力のIRRについても、山地先生、松村先生、高村先生、委員のみなさまもおっしゃいましたけれども、やはりぱっと数字だけを見たときには、1%低減というのはちょっと甘いのではないかと感じました。この数字、そのまま見れば2%ということになる

と思うのですが、急激な変化を避けるために1%にしているということは理解できました。

ただ、先ほどの話と相反するかもしれませんが、今後、陸上風力をどのくらい導入するかということも含めて、今後の見通しが必要だと思っております。IRRが、今後もあまり減らない、ということであれば、少し様子を見ようという事業者も、もしかしたらおられるかもしれません。今後、多くの事業者に入ってきてほしいのであれば、どういう数字を今示すのがよいのか、この辺りも重要なことなのだと、皆さまのお話をお聞きしていました。

それから、43ページのところのバイオマスについてですけれども、今後、このバイオマスの入札において一般木材なども海外から輸入材が大量に入ってくる可能性が高いわけですが、この43ページのところのポツの2のところ、海外のバイオマス発電の買取価格と比べて、いまだに高いというようなお話が書いてあります。値段も大事なのですが、今後、海外から輸入の木質ペレットが入ってくるに当たり、持続可能性ワーキングで先日お願いしましたような論点について、しっかりと検討を進めていただき、FIT認定に当たるのか当たらないのかということを決めていっていただきたいと思います。こちらは、是非、持続可能性ワーキングの議論と並行して進めていただきたいなというのが2点目です。

それから、これは質問ですけれども、68ページの自家消費型・地域消費型の地域活用要件の1ポツの5行目からで、「3割では複数の都道府県が該当するため、5割以上とするか、または、3割以上かつ当該都道府県への供給が最大になっているという制約を設けるべき」ということですが、当該ではなくても、例えば、場所によっては近隣の需要地に多く供給しているという場合もあるのかなと思ひまして、その場合に「当該が最大になっていなければいけない」という制約を設けると、かなりきつい事業者さんもあるのではないかと考えます。そのあたりはいろいろなお話を聞いた上で予見を緩和するということもあるのかなと思ひましたけれども、そのあたりです。この条件はちょっと厳し過ぎるかもしれない、と思ひましたので、質問をさせていただきます。

あとは、事務局がまとめてくださった内容で了解しております。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、事務局からお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局、清水でございます。ありがとうございます。

大石委員から御指摘いただいた点で、まず風力のポテンシャルという話でございますが、資料の25ページ目のところに、特に陸上風力のこれまでの認定、それから導入という数字があるかと思ひます。

この中で特に、まず上の認定量というところで規模がありますが、一番右、規模全体の数字でいきますと、これ単位がメガワットということでございますので、大体足元で言うと、2,076、1,310、1,116、1,355ということで、2G、それから1Gと。1～2Gぐらい。要するに、100万kWから200万kWぐらいの導入というのが、認定というのが毎年受けているというような状況でございます。

導入については、先ほど高村委員のときにも申し上げましたとおり、その後アセス等の状況もでございますので、少しラグがある形ということで、過去の認定を受けた分が順次導入されているというところでございますが、先々のポテンシャルについて、今このタイミングで事務局として明確な回答を申し上げるところは少し難しいのですが、足元で見ましてもこれくらい、大体1Gから2Gぐらいの認定があるといったようなところを踏まえて、今回、募集容量としても1Gというふうにしたところでございます。

ですので、募集容量というものをどうしていくのかということと、大石委員御指摘あったような募集回数といったことも含めて、今後どう設定していくかというところでございますが、今回のこの設定をした上での来年度の入札状況等も踏まえまして、引き続きこれを拡大していくとか、回数を増やしていくといったことも含めて御審議いただけるとありがたいというふうに思っております。

IRRについては、そこのある種の1つの関数になっていると思いますので、そういったことも含めたトータルの検討というのは引き続き算定委として御審議いただければと思っております。

一応、足元の状況としてはこういう形になってございます。

それから、43ページ目のところのバイオマスのところでお話ございましたが、まさに前回の算定委でも御議論いただきましたが、持続可能性ワーキングで御議論いただいておりますライフサイクルのアセスメントですとか、新規燃料の取扱いの部分の食料競合等の議論も含めて持続可能性ワーキングとも連携しながら、バイオマスの適切な運用というのを引き続き進めていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

それから一番最後に、地域活用要件のバイオマスの話ということで、5割というところの基準でございまして、68ページ目のところでございますが、68ページ目、それから69ページ目のところの「5割以上」というところの、当該県ではないところというところでございます。この部分は、まさに地域活用要件というものをどのような位置づけで考えていくのかというところでございます。昨年来、もう少し遡ると、もう少し前から、やはりFITの制度を存続していくというところで、市場との統合ということでFIT、FIP制度も進めつつ、その中で緩やかに

コスト削減していくものについて、これは意義のあるものとして、地域活用であることだとか自家消費といったことを確認した上で、F I Tを存続していくというのが大きな方向性かというふうに理解してございます。

その上で、意義があるといったものをどう形作っていくのかということの中で、事務局といたしましては、この自家消費ですとか地域消費、それから災害時での活用といったところ、それから自治体の関与といったようなところで意義があるというところについてのカテゴリーとしては広くしているところでございますが、一個一個のところについてもなるべく、そういったことが形だけにならないようなものにしていこうというような趣旨がひとつ重要なのかなというふうに考えてございます。

大石委員御指摘のとおり、常にいろいろなパターンございまして、都道府県の隅のほうになっていくと、横の県でも実質地域所有じゃないかということころは、もちろん理念的にはあるのかもしれないませんが、逆にそこを広げ過ぎていくと、ほとんどそういう意味では地域での消費といったことと関係ない形のものに、またつながっていくということころもございまして、幾つかあるオプションを広く取りつつ、このオプションのところについての認められるものといったことについて言うと、まずは当該都道府県といったところが、やはり実態で見ましても、この都道府県ということも含めた行政区分というのが1つの線引きには、地理上だけではなくて行政上もあるのかなというふうに考えてございまして、当該県への供給というところでのこの案件を設定することが妥当かなというふうに考えたところでございます。

一方で、この部分について形式的に当てはまらない方については、ほかの要件なんかもうまく拾っていただきながら、何らかの形で、まさに地域に意義があるといったことのカテゴリーとしての活用を考えていただくということかなと思いますが、限界事例等がまた出てきた場合には、その状況なんかも踏まえて、引き続き制度を改善していくということは必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。大石委員、よろしいですか。

○大石委員

はい。御説明ありがとうございました。よく分かりました。よろしく申し上げます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

4名の委員の方から御発言がありました。

全体を通じて何か御発言の御希望、更にございますか。

よろしゅうございますか。

今日は大変実質的な議論をしていただいたというふうに思っております。この調達価格の制度も2050年のカーボンニュートラルということもあって、だんだんと大きく変わっていく中で、事務局からいろいろな御提案があって、それについて皆さんに留意点というのを中心にコメントをいただいたというふうに思っております、その意味では、事務局の提案について全体に大きな反論はなかったのかなというふうに思っています。

地域活用要件の3割、5割のところを高村委員からいろいろな注意点がありましたので、特にそういった点も踏まえていただいて、ほかのところももちろんそうですけれども、事務局に進めていただければというふうに思っております。

その意味では、今日の御議論、先ほども言いましたけれども、大変実質的なものになったのではないかなというふうに思っております。

それでは、次回について事務局から一言御説明をお願いしたいと思います。

○清水新エネルギー課長

次回については、また経済産業省のホームページ等で、時期が参りましたら適宜お知らせしたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

#### 4. 閉会

○山内委員長

それでは、以上をもちまして第66回調達価格等算定委員会を閉会とさせていただきます。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365